

労働者派遣法により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられています。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

■本社 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4 セタニビル5F

派遣労働者の数	99人
派遣先の数	41事業所
マージン率	41.27%
派遣料金の1人あたりの平均額	21,666円(1人1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	12,725円(1人1日8時間換算)
福利厚生	社会保険、労働保険、有給休暇、健康診断

■関西支社 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-5-13 北浜平和ビル5F

派遣労働者の数	18人
派遣先の数	14事業所
マージン率	40.70%
派遣料金の1人あたりの平均額	22,067円(1人1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	13,085円(1人1日8時間換算)
福利厚生	社会保険、労働保険、有給休暇、健康診断

■教育訓練に関する事項

- *入職時研修(対象:派遣労働者/開始時)
- *キャリアアップに資する教育訓練(対象:1年以上雇用見込者)
- *各種講座受講料還付金制度(対象:派遣労働者)
- *情報セキュリティについて(対象:派遣労働者)
- *各種講座の紹介および、受講料の助成金申請支援(対象:登録者・派遣労働者)